

■ ロゴマークのバリエーション（要綱第3条関係）

ロゴマークの基本形（推奨）

ロゴマークは、「かなタイプ」のものを基本形とし、その使用を推奨します。



ローマ字タイプ

申請者の申請を受け、市長が特に認める場合は、使用することができます。



